



第14回 論語指導士 内田 八重子 (第七十二号) 千葉県

他者との差に悩む子供たち

先日、小学生のお子さんが自殺してしまい、その子供の在籍していたクラスのその後を一年間追いかけた番組を見ました。十歳から十二歳という年齢で、何をどんなふうと感じ考えるのか。私の記憶を辿る事は出来ません。すっかり忘れてしまいました。ひとつ分かった事は、多くのお子さんが「自分と人との違い」を感じる年頃であるという事です。早ければもっと小さいうちから、例えば「私はこういうところがみんなと違うな」とか、あるいは「うちの家はお金がないな」とか、自分自身の事だけではなく、生存環境についても考え始めるようです。自分の優れた能力でさえも、見方によっては「人との差」になります。自分の中の「他人との差」は、優れていても劣っていると感ずいても、どちらも差であり、差別になり得ます。自分の人との差を攻撃される事を恐れ、本能的に集団の意見に加わる事で自分を守ろうとします。それが追い詰める事に繋がってしまいます。子供たちは何故、人との差が存在するのか納得のいく答えを得られないまま青年になっていきます。甚だしくは、ずっとコンプレックスを持ったまま大人になります。

何故、人との差は生じるのでしょうか。私達は自分自身の身体能力など何ひとつ選ぶことなくこの世に生まれます。一般には現状に対するあきらめ的な感じで、宿命とか宿業という言い方をします。宿命とは前世から決まっているから。また宿業といえども良くも悪くも前世の報いということです。日蓮聖人は「宿善薫発」一過去世に植えた善根の種が因となり、今生の善縁によって開き、その果を受ける事。「宿悪薫発」と言えば、逆に前世の悪因を今生で悪果として受けることになります。仏教の生命観は三世一貫ですから「前世・今世・来世」という時間の中で生命が続いていると考えます。お釈迦様は心地観経に「過去世の自分を知りたければ今の自分を見よ(過去世の因による現実の果) 来世の自分を知りたければ今の自分を見よ(現世の因による来世の果)」と説いています。自分自身で行ってきた「善悪の行為」のすべてをもってこの世に生まれると説かれております。

仏教では「因果律」を宇宙法界の全てにおいて、一貫している法則と教えています。「因と果」はきわめて単純です。多くの方は、生命は今世のみで「死んだら終わる」と「点」で捉えてしまい、今世で行ってきた善悪の行為がすべて死とともに消えたと考えがちです。

さらに人は、

- ・自覚できない前世の自分—善悪の行動・言葉などに習慣性を持っている



・今、自覚できる自分

この二つが自分なのだと言われていて、自分が生まれる時、

- 一、 自分の身体能力・性質———身体差
- 二、 自分の周囲の人々・親・兄弟・友人—環境差
- 三、 国———生まれくる国の差

こういった事柄は、自分の積んできた前世の業因によって決まります。生まれる時持ってきたものは自分の業なのです。以前は自分がブスなのは、あまり美しくない両親から生まれたからだと考えていましたが、今は親のせいにはできません。「自覚できない前世の自分」が、実は前述の身体やら国やらの条件を選んでいきます。

世界には二百以上の国があり、約六十億の人々が生活をしています。その中で日本人として日本国に生まれる共通の業があるから、日本国に生まれています。同じ日本人ではあっても個人差があります。それは各々の業因によります。

生命の連続の上に立てば、今世の努力を怠ることはできません。ではどのような努力をすべきなのでしょう。それは善業を積む事です。善業の根本になるものは

「孝」です。日蓮聖人は、

「孝と申すは高なり。天高けれども孝よりも高からず。また孝とは厚なり。地厚けれども孝よりは厚からず。聖賢の二類は孝の家より出たり。」と、孝の大切さを説いています。

孝の実践は四恩報謝に繋がります。四恩とは、

- 一、 父母の恩
- 二、 一切衆生の恩
- 三、 国の恩
- 四、 三宝の恩

私達は孝の実践を学び、正しく行うことを弘めていかなければなりません。来世が存在することを知れば、可視化できない努力をしない選択はなくなります。三世一貫の因果律を知っていれば、何があっても人のせいにはできません。多くの子供達に孝の実践、因果律、また生命が続いている事を知ってほしいと心から思いました。悩むのではなく、努力できるように。どうかお知り合いにお子様がいらっしゃれば、悩み始める前にお話してさしあげて頂きたいと願っています。

一人でも多くの若い方が良い人生を送るためのひとつの道標とできることを、また、そこに関わりたいなど図々しくも思うのであります。



「加地伸行からの百字答礼」

内田八重子様へ

能力の差は差別ではありません。能力差に依る依怙鼻肩(えこひいき)は差別ですが。日本国憲法第26条「…その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあります。孝につきましては、いつか詳しくお話ししましょう。